

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 6月の主な成立法令一覧
3. 6月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一判平成15年6月12日 最高HP 平成14年（受）第689号 土地賃料改定請求控訴、同附帯控訴事件

昭和62年に締結された賃借期間を35年とする大規模小売店舗用建物敷地賃借契約において定められた、「但し、本賃料は3年毎に見直すこととし、第1回目の見直し時は当初賃料の15%増、次回以降は3年毎に10%増額する。」旨の地代自動増額特約の効力に関し、当初は効力が認められるべきであっても、その地代等改定基準を定めるに当たって基礎となっていた事情が失われることにより、同特約によって地代等の額を定めることが借地借家法11条1項の規定の趣旨に照らして不相当なものとなった場合には、同特約に拘束されないから、特約を適用して地代等改定の効果が生ずるとすることはできず、このような事情の下においては、当事者は、地代等増減請求権の行使を特約によって妨げられないとして、地代自動改定特約の効力を否定した事例。

(2) 最二判平成15年6月13日 最高HP 平成14年（受）第1008号 所有権移転登記抹消登記手続等請求事件

不動産の所有者が地目変更などのために利用するにすぎないものと信じて交付した白紙委任状、土地建物の登記済証、印鑑登録証明書等を利用して不実の所有権移転登記がなされ善意無過失の第三者に譲渡された場合、不動産所有者が虚偽の権利の帰属を示す外観の作出につき積極的な関与をしておらず、不実の登記を放置していたとみることもできない事情があるときは、民法94条2項、110条の法意に照らしても、所有権が移転していないことを善意無過失の第三者に対抗できるとして、上記事情の有無について審理を尽くさせるため、原審に差し戻した事例。

(3) 東京高判平成14年8月29日判タ1114号264頁、平成14年（ネ）第887号遺言無効確認請求控訴事件

平成元年の第一遺言と平成5年の第二遺言とがある場合において、本件第二遺言は、本件第一遺言を前提に、不動産について売却や分割等を一定の相続人から他の相続人に対して求めないことを指示する等したものと解するべきであるから、本件第二遺言は本件第一遺言と矛盾抵触するとは言えないとして、第一遺言の無効確認請求を否定した事例。

(4) 大阪高判平成14年9月26日判タ1114号240頁 平成13年（ネ）第4020号損害賠償請求控訴、同附帯控訴差戻事件

1 法務速報8-1で紹介済の最高裁判所第三小法廷平成13年11月27日判決（平成10年（オ）576号）＝＜被上告人（医師）が、上告人（患者）に対して上告人の乳がんについて乳房温存療法の適応可能性のあること及び乳房温存療法を実施している医療機関の名称や所在を説明しなかった点で、診療契約上の説明義務を尽くしたとはいえない旨を判示。＞の差戻審。

2 控訴人（医師）は、被控訴人（患者）に対して患者の乳がんについて乳房温存療法の適応可能性のあること及び乳房温存療法を実施している医療機関の名称や所在を説明しなかった点で、診療契約上の説明義務を尽くしたとはいえず、被控訴人が控訴人の説明義務違反により被った慰謝料としては、100万円が相当であり、弁護士費用としては、20万円が相当である。

(5) 札幌高判平成14年11月20日判時1815号105頁 平成13年（ネ）第318号過払金請求控訴事件

1 被告（株式会社商工ファンド）が交付した「計算書兼借用証書・委任状」には、貸金業規制法17条1項2号所定の「契約年月日」が明定されておらず、また規則13条1項所定の各事項についても明確な記載を欠いており、本件借用証書には17条書面としての必要十分な記載があるとはいえず、これによって債務者が契約内容を明確に理解できるものとはいえないから、その交付によって17条書面の交付があるとはできない。

2 弁済の10日後に原告に交付した「ご利息のご案内及びお取引明細」は、法18条1項に規定する「弁済を受けたときは、その都度、直ちに」受取証書を交付した場合に該当しない。

(6) 東京高判平成14年12月25日判時1816号52頁 平成14（ネ）4083号

いわゆる動物病院対2ちゃんねる事件において、掲示板運営者の民事責任を認めた第1審判決が維持された。

本件の地裁判決は法務速報24号11番で紹介済み

→(7) 東京地判平成14年5月24日判タ1113号175頁 平成13年（ワ）第14183号 損害賠償請求事件

勤務先のガソリンスタンドにおいて、顧客が代金を支払うために提示したクレジット会社X発行のクレジットカードの磁気情報を、顧客に無断で磁気読み装置を使用して読み取り、その磁気情報を第三者に売却した行為により、偽造カードが使用されクレジット会社Xに加盟店に対する立替払いをした金員の損害が生じたとして、当該行為にクレジット会社Xに対する不法行為が成立するとされた事案。

(8) 東京地判平成14年9月30日判時1815号111頁 平成14年（ワ）第4049号不当利得返還請求事件

1 金銭の貸付にあたり締結された年750パーセントの利率を定める利息契約

は、暴利行為として公序良俗に反し、しかもその暴利性の程度は極めて大きいといわざるを得ないから、本件利息契約は利息制限法所定の制限利率の範囲内にとどまる部分も含め、全体として無効であると解するのが相当である。

2 被告が利息制限法の利率を著しく超過する利息契約を締結し、利息を受領したことは悪質な犯罪行為であり、被告のこれらの行為は、私法上も、原告に対する不法行為に該当すると解するのが相当である。

3 原告は、半年以上にわたって支払ういわれのない極めて高い利息の支払いを余儀なくされたものであり、これにより、精神的苦痛を被ったものと認められ、この精神的苦痛に対する慰謝料としては、10万円をもって相当とすべきである。

【商事法】

(9) 東京地判平成14年9月10日金法1676号61頁 平成14年(ワ)第853号
為替予約契約の目的は、その締結時点において、将来の一定の期日(約定受渡日)に一定額一定種類の通貨を取得することができるという契約上の地位を取得することであり、この地位には客観的な財産的価値が認められるとして、為替予約契約においては、契約の締結により、銀行は為替取引上の地位を取得したことにより現実の給付がなされたものといえるとして、顧客が銀行に対し、契約解除に基づき原状回復請求をしたのに対し、為替予約は先物為替自体の売買取引であり、約定された一定額の通貨の現実の給付が為替予約契約の目的であるから、為替予約が約定受渡日前に解除された場合、当事者間では何らの給付(履行)もなされていないとして、顧客が銀行に対し、解除に基づく原状回復義務の履行を求めることはできない、とした事例。

(10) 最一決平成15年2月27日判時1815号157頁、金法1675号59頁 平成14年(許)第10号株式売買価格決定申請棄却決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

一法務速報23号11番で紹介済み

【知財】

(11) 東京高判平成14年9月12日判タ1114号187頁 平成13年(ネ)第4931号製作販売等差止等請求控訴事件、競走馬パブリシティ事件

著名人のパブリシティ権は、もともと人格権に根ざすものと解すべきであるから、競走馬という物について、人格権に根ざすものとしての、氏名権、肖像権ないしはパブリシティ権を認めることはできない。

(12) 東京高判平成14年12月24日判時1816号128頁 平成13(ネ)5931号
フレッド・ペリー商標のついたスポーツウェアについて、シンガポールの商標権者がシンガポール国内での製造に限って商標使用を認めるとのライセンス契約を訴外会社と締結した。ところが訴外会社はこれに違反して中国で製造し、その商品を原告が日本に並行輸入した。この並行輸入商品は日本国内の商標権を侵害するものであるとして日本の商標権者である被告が販売中止通知を大手販売店に送り、また業界紙に偽造品の輸入であるとの記事を掲載した。そこで原告が被告に対して不正競争防止法に基づく損害賠償を請求した。本判決は、ライセンス契約上の製造地制限条項に違反した商品に対しては商標権者による品質管理も及ばず、商標の信用を維持することが困難となるので、真正商品とはいえず、従ってこれを日本に輸入した行為は商標権侵害となると判断し、原告の請求を棄却した。

(13) 東京高判平成15年5月21日 裁判所HP 平成14年(行ケ)第285号
審決取消請求事件

地下足袋メーカーである原告が、原告の商標「力王」と同名の飲食店を経営する被告の商標「力王」の登録を有効とした特許庁の審決の取り消しを求めた事案につき、地下足袋と飲食店とは著しく業種が違うが、地下足袋の分野で原告の商標「A」は需要者に周知であり、一方、飲食店の需要者はあらゆる分野の一般消費者であり、そうとすれば両者の需要者は相当程度共通するので、飲食店で商標「力王」に接する需要者は、原告の業務に係る役務と誤信するか、原告との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係にある営業主の業務に係る役務と誤信し、その出所について広義の混同を生ずるおそれがあるというべきであると判断し、出所について混同を生ずるおそれはないとした審決の認定は誤りであるとして、原告の請求を認容した事例。

(14) 東京高判平成15年6月4日 裁判所HP 平成14年(行ケ)第596号
審決取消請求事件

原告が、「ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料」を指定商品とする「Afternoon Tea」の欧文字からなる原告の商標の出願についてされた拒絶査定を維持した特許庁の審決の取り消しを求めた事案につき、本願商標から「茶」「紅茶」の観念のみが生じるものではなく、「飲み物に通例紅茶を用いる昼過ぎの軽い食事」「午後の茶の会」といった観念も生じるものであり、必ずしも商品の品質のみが想起されるものではないので、本願商標をその指定商品について使用した場合に、商品「茶」であるかのごとく、需要者をして商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるものと認めることはできないと判断し、本願商標が品質の誤認を生じるとした審決の判断は誤りであるとして、原告の請求を認容した事例。

(15) 東京高判 平成15年6月11日 裁判所HP 平成14(行ケ)617 特許権 行政訴訟事件

原告は、行政不服審査法57条1項等に基づく不服申立期間の教示がなく、拒絶査定の際からは審判請求の請求期間がいつであるかを読みとることもできないから、本件拒絶査定には同法57条1項等違反の瑕疵のあるものである旨主張するが、特許法195条の4によれば、査定等及び同法の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない旨規定されており、拒絶査定について同法の適用はないと解され、特許法施行規則35条には査定の記載事項が規定されているが、審判を請求することができる査定について審判請求の請求期間は記載すべき事項とはされず、特許法その他の関係法令にも査定に審判請求の請求期間を記載すべきことを定めた規定は存在しないので、拒絶査定に対する審判請求に請求期間や特許法4条によるその延長期間を記載していなくても法令違反の

瑕疵があるということはない。

(16) 東京地決平成15年6月11日 裁判所HP 平成15(コ)22031 著作権 民事仮処分事件

慶應大学の三田キャンパス内に存する建築家谷口吉郎(故人)と彫刻家イサム・ノグチ(故人)が共同設計したという本件建物を解体して、本件建物の一部およびイサム・ノグチ製作に係る本件建物に隣接する庭園及び庭園に設置された彫刻2点を新校舎3階部分に移設する工事は、法科大学院開設という公共目的のために予定学生数等から算出した必要な敷地面積の新校舎を大学敷地内という限られたスペースのなかに建設するためのものであり、できる限り製作者たるイサム・ノグチおよび谷口の意図を保存するために法科大学院開設予定時期が間近に迫るなか保存ワーキンググループの意見を採り入れるなどして最終案を決定したものであって、可能な限り現状に近い形で復元するものであるため、所有者の経済的利用権と著作者の権利を調整する観点から著作物自体の社会的性質に由来する制約として一定の範囲で著作者の権利を制限して改変を許容した著作権法20条2項2号にいう建築物の増改築等に該当するものとして、イサム・ノグチの著作人格権(同一性保持権)の侵害を否定した。

【民事手続】

(17) 最二決平成15年1月31日判タ1114号3頁 平成14年(許)第23号不動産仮差押命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

→法務速報22-23で、紹介済(裁判所HP)。

(18) 最一判平成15年6月12日 最高HP 平成14年(受)第853号 損害賠償請求事件

信用協同組合に対し金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされても、金融整理管財人は、あくまでも被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行うのであり(金融再生法11条1項)、被管理金融機関がその財産等に対する管理処分権を失い、金融整理管財人が被管理金融機関に代わりこれ取得するものではないから、当該信用協同組合の組合員は、中小企業等協同組合法42条において準用する商法267条に基づき、組合員代表訴訟を提起することができ、また、係属中の組合員代表訴訟を進行する資格又は権限を失わない。

(19) 最一判平成15年06月12日 最高HP 平成13年(行ヒ)第274号 債権差押処分無効確認等請求事件

債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法649条の規定する前払費用として交付の時に委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきであるから、債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者からその事務処理費用に充てるために交付を受けた金銭を管理するために自己名義で開設した銀行預金口座に係る預金債権は委任者ではなく弁護士に帰属するとして、委任者の債権者による預金債権の差押を違法とした事例。

(20) 福岡高決平成14年4月19日金法1676号58頁 平成13年(ラ)第2号

破産管財人Yが破産財団から不動産を放棄したが、当該不動産を目的とする別除権付債権を有するXに対して事前に当該放棄の事実を通知せず、その後、Xも含めて破産債権者に対し、未処分不動産を破産財団から放棄して早期に最終配当を実施する旨の通告をしたところ、Xは、当該通告を受け、当該別除権を放棄して一般債権者として配当に参加する方針を決定し、Yに対し、当該別除権の抹消登記手続への協力を依頼したが、Yは、当該不動産は破産財団から放棄されているので、同登記の相手方はYではない旨回答したので、Xが、清算人を選任して当該別除権の抹消登記をするのは時間がかかり最終配当から除斥されるおそれがあるとして、破産会社の旧代表取締役Aと共同で当該別除権の抹消登記手続を行い、当該別除権放棄の意思表示をしたことを理由に当該債権を一般債権に変更する旨の破産債権変更届をしたうえ、Y作成の配当表には当該債権が記載されていないので、Yに対し一般債権として配当に加えるよう求めた場合に、XのAに対する当該別除権の放棄の意思表示が破産会社に対するものといえるとして、Yに対し、当該債権を配当に加えるべき債権として配当表を更正するべきであるとされた事例。

(21) 福岡地判平成14年4月10日金法1676号64頁 平成12年(ワ)第4431号

1 更生会社が有する個別の資産の「担保権の目的の価額」を実際に評価する際に、当該資産の種類、用途によっては、更生会社の有する全体の資産を一括して継続企業価値を算出した上でそれを個別資産に割り付ける方法を探るのではなく、個別の資産ごとに評価する方法も許容される。

2 更生会社の有する個別の資産につき、更生担保権にかかる「担保権の目的の価額」を個別評価方法に基づいて評価する際に、そこで求められるべき更生担保権価額としての「担保権の目的の価額」とは、更生会社の資産の評価であることを前提とし、かつ、当該資産に設定された担保権によって当該資産が強制的に換価され、配当等によって担保権者が得ることができる額のうち、その手続に要するであろう費用を控除した額について、更生手続開始決定日を基準時として現在価値に引き直した額であると解するのが相当である。

3 更生会社の有する不動産につき、個別評価方法に基づいて、担保権者が把握している交換価値を評価する際、その前提となる正常価格の評価手法については、原価法(積算法)、取引事例比較法(比準法)、収益還元法、開発法等の方式があるが、そのいずれの評価方式も、当該不動産の交換価値を算出する際に用い得るものであるから、これらの評価方式を適切に用いて担保権者が把握している交換価値を把握すべきである。

【公法】

(22) 最一判平成15年6月12日 最高HP 平成13年(行ツ)第39号、平成13年(行ヒ)第37号 国籍確認請求事件

韓国人である母が日本人である夫と離婚した翌日に、法律上の婚姻関係のない日本人を父として出生した子が、出生の8か月余りに母の元夫との間の親子関係の不存在確認を求める訴を提起して、親子関係不存在を確認する判決確定の4

日後に父が子を認知したという事案において、母が帝王切開により子を出産し、退院後も長女と子を養育しながら、自宅療養を続けていたこと、また母は、出産間近の頃から元夫に連絡を取ることができない状態になり、3か月間元夫の所在を調査後、親子関係不存在確認の訴えを提起して公示送達によって送達された等の事情に照らせば、出生から訴えの提起までに8か月余を要したのもやむを得ないというべきであり、本件においては、親子関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅滞なく執られたものと解するのが相当であるとして、国籍法2条1号による日本国籍の取得が認められた事例。

(23) 最三判平成15年6月10日 最高HP 平成13年(行ヒ)第106号 公文書非開示処分取消請求事件

福岡県情報公開条例に基づいて県警察本部及び県議会の懇談会費等の支出に係る書類の公開を求めた事案において、福岡県財務規則は、文書の保存主体について別に定める文書管理の方法によるものとしているところ、同規則において文書の「編集」主体であるとされた出納長及び出納員が文書の管理主体でもあるとして公文書不存在決定を取消した原審の判断が違法とされ、本件各文書が出納長及び出納員の管理するものであるかどうかは、福岡県文書管理規程、福岡県警察文書規程、福岡県議会事務局規程等の定める文書管理に関する規定、本件各処分当時における本件各文書の保存の実態等を検討した上で判断すべきものであるとして差し戻された事例。

【刑事法】

(24) 最一決平成15年6月2日 最高HP 平成11年(あ)第697号 電汽車往来危険、威力業務妨害、弁護士法違反、有印公文書変造、同行使、詐欺未遂被告事件
鉄道用地と境界を接する自己の所有地上において、パワーショベルで同所有地を同境界に沿って深さ約3.8mないし4.3m、幅約2m、長さ約76mにわたり掘削させた行為は、電柱付近において地すべりが生じ同電柱が倒壊するなどして電車の脱線など安全な運行ができないうちに至るなど実害の発生する可能性があったと認められるとして、電汽車往来危険罪にいう「往來の危険」が発生したと認められた事例。

(25) 最一決平成15年5月26日 第一小法廷決定 平成11年(あ)第1164号 覚せい剤取締法違反被告事件

警察官がホテル客室に赴き宿泊客に対して職務質問及び所持品検査をした結果発見された覚せい剤についての証拠能力が争われた事案において、所持品検査を実施するまでに、覚せい剤がその場に存在することが強く疑われるとともに、直ちに保全策を講じなければ散逸するおそれも高かったこと、眼前で行われる所持品検査について、被告人が明確に拒否しなかったこと、所持品検査の様子は、テーブル上の財布について、ファスナーの開いていた小銭入れの部分からビニール袋入りの白色結晶を発見して抜き出した限度にとどまるものであったことから、所持品検査は適法であるとして証拠能力を認めた事例。

(26) 大阪高判平成14年9月4日判タ1114号293頁 平成13年(う)第1155号 暴行・傷害致死被告事件

防衛行為(実兄を助け出すために暴行相手方に自動車之急後退させて追い払おうとした行為)を行おうとしたところ、侵害者以外の者(実兄)に対して反撃の結果(轢過による死亡)が発生した場合に、誤想防衛が成立するとして、故意を否定し、無罪とした事例。

【社会法】

(27) 東京地判平成15年1月20日判タ1113号163頁 平成14年(行ウ)第46号 不当労働行為救済命令取消請求事件

被告(中央労働委員会)が原告(東海旅客鉄道株式会社)に対し、同社の新幹線鉄道事業本部東京運転所科長AがJR東海労働組合に加入する組合員に対し組合脱退勧奨等の不当労働行為を行ったとして、救済命令を発したことについて、原告から被告に対しその取消を求めた事案において、職制(科長A)の行為が使用者の意を体して行われたものであることが認定出来る場合には使用者の不当労働行為として使用者に帰責させることができ、職制の行為が使用者の意を体したものであるか否かを判断するに当たっては、使用者のそれまでの態度、職制の権限、職制の言動内容等を総合的に考慮し判断するのが相当であるとされた事例。

2. 6月の主な成立法令一覧

種類 提出回次 番号

議案件名

・閣法 156 19

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

・・・・国家公務員の退職手当額引下げ、及び早期退職者に対する退職手当等に関する改正

・閣法 156 27

食品安全基本法

・・・・表示制度の適切な運用や食品安全委員会の設置等を定めた法律

・閣法 156 28

食品衛生法等の一部を改正する法律

・・・・食品衛生に係わる国、地方公共団体、食品等事業者の責務を明確化する改正

・閣法 156 29

健康増進法の一部を改正する法律

・・・・食品の虚偽・誇大広告の禁止、特別用途表示の登録試験の義務化等の改正

・閣法 156 30

農林水産省設置法の一部を改正する法律

・・・・食糧庁の廃止に伴ない、その所掌事務を農水省内部部局の事務とする措置

・閣法 156 31

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

・・・・同法の廃止期限を五年間延長する等の改正

- ・閣法 156 32
- 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
 - ・ ・ ・ 狂牛病防止のため、販売業者に牛の個体識別番号の表示等の措置を課す法律
- ・閣法 156 33
- 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律
 - ・ ・ ・ 肥料施用者に対する基準遵守義務や不許可者による動物用医薬品輸入の禁止等
- ・閣法 156 34
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 特定飼料の製造業者の品質管理の方法に係る登録制度を実施する改正
- ・閣法 156 37
- 電波法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 無線設備の技術基準適合性の自己確認制度の新設等の改正
- ・閣法 156 41
- 林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 林業改善資金を林業・木材産業改善資金と改め、関連事項を改正する法律
- ・閣法 156 42
- 森林法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 森林保全の基本計画に基き、保安林での立木伐採の手続を簡素化する等の改正
- ・閣法 156 44
- 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 住宅金融公庫による貸付債権の譲受け、及び貸付債権を担保とする債務の保証を可能とする改正
- ・閣法 156 55
- 自動車安全運転センター法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 自動車安全運転センターの民間法人化に関する措置等の改正
- ・閣法 156 62
- 特許法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 特許関係料金の改定及び料金納付制度の見直し、迅速な紛争処理を促すための異議申立て、審判及び審決取消訴訟に係る制度の合理化等の改正
- ・閣法 156 63
- 不正競争防止法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 営業秘密の不正な使用、開示等営業秘密に係る不正競争に対する刑法罰の適用等
- ・閣法 156 64
- 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 商品又は役務の不当表示に対する排除命令等を改善する法律
- ・閣法 156 65
- 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律
 - ・ ・ ・ ピッキング防止のため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持を禁止する等の法律
- ・閣法 156 69
- 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 油濁損害による船舶所有者の賠償責任の限度額を引き上げる改正
- ・閣法 156 70
- 海上衝突予防法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する改正
- ・閣法 156 71
- 個人情報の保護に関する法律
 - ・ ・ ・ 住基ネット開始に伴う個人情報漏洩を防止するための個人情報保護の基本事項、国及び地方公共団体の責務の明確化、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めた法律
- ・閣法 156 72
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
 - ・ ・ ・ 行政機関における個人情報ファイルの基本的取扱、及びその開示・訂正・利用停止・不服申し立て請求等を定めた法律
- ・閣法 156 73
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
 - ・ ・ ・ 独立行政法人における個人情報ファイルの基本的取扱、及びその開示・訂正・利用停止・不服申し立て請求等を定めた法律
- ・閣法 156 74
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法
 - ・ ・ ・ 個人情報保護法規定の不服申立てについて調査審議するため情報公開・個人情報保護審査会を内閣府に設置するための法律
- ・閣法 156 75
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
 - ・ ・ ・ 個人情報保護法の成立に伴う関係省庁の法律を整備する法律
- ・閣法 156 82
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 難分解・有害化学物質の規制強化、及び製造・輸入の数量・取扱方法等の措置
- ・閣法 156 83
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 軽油・灯油等の品質保持を図るための成分定義等の改正
- ・閣法 156 95

特定都市河川浸水被害対策法

・ ・ ・ 特定都市河川の流域水害対策計画の策定、雨水貯留浸透施設の整備、雨水浸透を妨げる行為の許可制等を定めた法律

・ 閣法 156 105

証券取引法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 有価証券の証券仲介業制度を創設を始め、各証券制度の整備並びに外国証券業者等が国内業務を展開するための環境整備等の改正

・ 閣法 156 106

公認会計士法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 監査法人の独立性の強化、公認会計士及び監査法人に対する調査権の拡充並びに監視制度の導入等。また試験体系の簡素化等の公認会計士試験制度の見直しを図る改正

・ 閣法 156 112

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律

・ ・ ・ 電気及びガス等、公益に係わる事業につき指定・認定制度を登録制度に改正

・ 閣法 156 113

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 構造改革特別区域に関する酒税法・地方公務員法・児童福祉法等の特例を定めた改正

・ 閣法 156 115

公職選挙法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 期日前投票制度の創設や在外投票につき在外公館投票と郵便等投票の選択、並びにさいたま市の衆議院小選挙区選出議員の選挙区改正を定めた法律

3. 6月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・ 今井 宏監 住友信託銀行証券代行部編 商事法務 253頁 ¥2700
新しい株式制度と実務対応

・ 末永敏和・稲葉陽二・長谷川俊明編 中央経済社 420頁 ¥4500
委員会等設置会社・重要財産委員会 導入の実務

・ 日本書籍出版協会編 日本書籍出版協会 256頁 ¥1800
出版契約ハンドブック〔第2版〕 ・ ・ ・ ★

・ 高橋裕次郎監 三修社 224頁 ¥1600
すぐに役立つ遺産相続と相続税のしくみと手続き

・ 内閣府国民生活局消費者企画課編 商事法務 269頁 ¥2400
逐条解説消費者契約法〔補訂版〕

・ 河本一郎・岸田雅雄・森田 章ほか 商事法務 331頁 ¥3400
日本の会社法〔新訂第6版〕

・ 石外克喜 信山社出版 240頁 ¥2900
権利金・更新料の判例総合解説

・ 塩崎 勤・園部秀穂編 青林書院 480頁 ¥4900
新・裁判実務大系 5 交通損害訴訟法 ・ ・ ・ ★

・ 木宮高彦・羽成 守他編 有斐閣 400頁 ¥3800
注釈自動車損害賠償保障法

・ 牧野利秋編 青林書院 520頁 ¥4500
法律知識ライブラリー 5 特許・意匠・商標の基礎知識〔第4版〕

・ 加藤哲夫・吉田修平 有斐閣 400頁 ¥2000
有斐閣選書 ハンドブック個人再生手続

・ 門口正人編 青林書院 336頁 ¥3300
民事証拠法大全 第3巻 各論? 人証

・ 井上治典 信山社出版 280頁 ¥1000
民事手続の実践と理論

・ 広中俊雄責任編集 信山社出版 208頁 ¥3000
民法研究 第3号

4. 6月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・ R. E. ハント／小野和夫訳 早稲田大学出版部 344頁 ¥4600

ご注文は革命ですね 情報時代の政治にまつわる物語

・塩津 徹 成文堂 290頁 ¥4300
現代ドイツ憲法史 ワイマール憲法からボン基本法へ

・臼井 豊 成文堂 248頁 ¥3700
戦後ドイツの表見代理法理

・松塚晋輔 成文堂 204頁 ¥3200
久留米大学法制叢書 11 民営化の責任論

・白須信弘 中央経済社 500頁 ¥7600
連結納税制度詳解

・伊東研祐 成文堂 246頁 ¥3700
環境刑法研究序説

・山本守之 税務経理協会 376頁 ¥2400
Q&A 消費税の課否判断と仕入税額控除

・吉井昭直編 青林書院 330頁 ¥2900
青林法律相談22 公正証書・認証の法律相談

・日本労働法学会編 法律文化社 160頁 ¥2200
日本労働法学会誌 101号 公務員制度改革と労働法

・日本社会保障法学会編 法律文化社 306頁 ¥3900
社会保障法 第18号

・大塚 仁他編 青林書院 504頁 ¥7000
大コンメンタール刑法 12〔第2版〕

・滝川敏明 青林書院 356頁 ¥3500
日米EUの独禁法と競争政策〔第2版〕

・日本刑法学会編 有斐閣 400頁 ¥5000
日本刑法学会50年史

5. 発刊書籍<解説>

・新・裁判実務大系 5 交通損害訴訟法
交通事故訴訟に関する各論点を、責任・損害・保険等の各章別に具体的事例を挙げながら詳説している。一事例一筆者の形式で研究者、実務家（弁護士・裁判官）、役人が各専門分野の最新事例を実務的に論じているが、法理論の展開も多く研究書としての価値も高い。

・出版契約ハンドブック〔第2版〕・・・次号掲載予定

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
